

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題

正解数	問
	／ 30問

事業者名	:
受験者名	:

【○×問題】

以下の各設問のうち、正しいものは「○」を、正しくないものは「×」を別紙の解答欄に記入してください。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、10年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
2. 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送をすることができる。
3. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。
4. 一般旅客自動車運送事業者は、やむを得ない理由のある場合は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてもよい。
5. 一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。
6. 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。

7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。
8. 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員については注視して事業用自動車に乗務させる必要がある。
9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行が終了した翌日から運行指示書を保管する必要はない。
10. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該自動車の乗務員の氏名を掲示する必要はない。
11. 一般貸切旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中運行指示書を携行しなければならない。
12. 乗車定員十一人以上の事業用自動車の使用者は、保有車両三両以上でなければ、使用の本拠ごとに、自動車の点検整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため整備管理者を選任しなくてもよい。
13. 整備管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。

### 【三択問題】

以下の各設問の（ ）内に入る正しい語句を [ ] 内から選択し、別紙の解答欄に該当するアルファベットを記入してください。

14. 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の（ ）を受けなければならない。  
[ A. 承認 B. 許可 C. 免許 ]
15. 一般旅客自動車運送事業者は、（ ）により、旅客の運送をしなければならない。  
[ A. 車両に乗り込んだ順序 B. 運賃等を支払った順序 C. 運送の申込みを受けた順序 ]
16. 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地（ ）その営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。  
[ A. のいずれもが B. のどちらかが C. に関係なく ]

17. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の（ ）に努めなければならない。  
[ A. 向上 B. 維持 C. 確保 ]
18. 旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあっては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について、毎年（ ）までに届け出なければならない。  
[ A. 三月三十一日 B. 五月三十一日 C. 七月三十一日 ]
19. 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び（ ）を図ることを目的とする。  
[ A. 事業者の利便 B. 従業員の利便 C. 旅客の利便 ]
20. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、（ ）かつ懇切な取扱いをしなければならない。  
[ A. 公平 B. 親切 C. 丁寧 ]
21. 旅客自動車運送事業者は、（ ）の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。  
[ A. 経営の責任者 B. 事業の責任者 C. 運行の責任者 ]
22. 旅客自動車運送事業者は、苦情を申し出た者に対して、（ ）、弁明しなければならない。  
[ A. 誠実に B. 時間を定めて C. 遅滞なく ]
23. 旅客自動車運送事業者は、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の（ ）に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。  
[ A. 乗務員 B. 旅客 C. 車両 ]
24. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、運転者名等の事項のほか、旅客が乗車した区間を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を（ ）保存しなければならない。  
[ A. 六ヶ月間 B. 一年間 C. 三年間 ]
25. 旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。）は、（ ）以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。  
[ A. 二ヶ月 B. 六ヶ月 C. 一年 ]

26. 旅客自動車運送事業者は、( )以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。

[ A. 六十歳 B. 六十五歳 C. 七十歳 ]

27. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を( )しなければならない。

[ A. 常に清潔に保持 B. 可能な限り清潔に C. 運行のたびに清掃 ]

28. 自動車運送事業の用に供する自動車は( )ごとに定期点検整備をしなければならない。

[ A. 三ヶ月 B. 六ヶ月 C. 一年 ]

**【数字記入問題】**

以下の各設問の( )にあてはまる数字を別紙の解答欄に記入してください。

29. 旅客自動車運送事業は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して( )年間保存しなければならない。

30. 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後( )日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であって国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

## 一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題（解答）

- 1.（運送法8条）一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。（×）
- 2.（運送法21条）一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送をすることができる。（○）
- 3.（運送法23条の5）一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。（○）
- 4.（運送法33条）一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。（×）
- 5.（運送法施行規則25条）一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。（○）
- 6.（運輸規則4条）一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。（○）
- 7.（運輸規則7条の2）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、運送引受書を交付しなければならない。（×）
- 8.（運輸規則21条5項）旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。（×）
- 9.（運輸規則28条の2第2項）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行指示書を運行の終了の日から一年間保存しなければならない。（×）
- 10.（運輸規則42条）旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該自動車の乗務員の氏名を掲示しなければならない。（×）
- 11.（運輸規則50条）一般貸切旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中運行指示書を携行しなければならない。（○）

12. (車両法第50条の1) 乗車定員十一人以上の事業用自動車の使用者は、保有車両一両以上であれば、自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため整備管理者を選任しなければならない。( × )
13. (車両法施行規則第32条1項2号) 整備管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。( ○ )
14. (運送法4条) 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の(B:許可)を受けなければならない。
15. (運送法14条) 一般旅客自動車運送事業者は、(C:運送の申込みを受けた順序)により、旅客の運送をしなければならない。
16. (運送法20条) 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地(A:のいずれもが)その営業区域外に存する旅客の運送(路線を定めて行うものを除く。)をしてはならない。
17. (運送法22条) 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の(A:向上)に努めなければならない。
18. (運送法施行規則66条) 旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあつては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について、毎年(C:七月三十一日)までに届け出なければならない。
19. (運輸規則1条) 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び(C:旅客の利便)を図ることを目的とする。
20. (運輸規則2条2項) 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、(A:公平)かつ懇切な取扱いをしなければならない。
21. (運輸規則第2条の2) 旅客自動車運送事業者は、(A:経営の責任者)の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。
22. (運輸規則第3条) 旅客自動車運送事業者は、苦情を申し出た者に対して、(C:遅滞なく)、弁明しなければならない。
23. (運輸規則20条) 旅客自動車運送事業者は、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の(A:乗務員)に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。

24. (運輸規則25条2項) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、運転者名等の事項のほか、旅客が乗車した区間を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を(B:一年間)保存しなければならない。
25. (運輸規則36条) 旅客自動車運送事業者(個人タクシー事業者を除く。)は、(A:二ヶ月)以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。
26. (運輸規則38条2項3号) 旅客自動車運送事業者は、(B:六十五歳)以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。
27. (運輸規則44条) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を(A:常に清潔に保持)しなければならない。
28. (車両法48条) 自動車運送事業の用に供する自動車は(A:三ヶ月)ごとに定期点検整備をしなければならない。
29. (運輸規則3条) 旅客自動車運送事業は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して(1)年間保存しなければならない。
30. (運輸規則47条の7) 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後(100)日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。